

第4節 貝殻島コンブ再開交渉―壁を崩した政治―

田中角栄の一喝

モスクワにははらちがあかない。金澤は東京からの回答を取った翌日の7月15日、ソ連側に交渉継続を伝え、再び、帰国した。東京へ戻った金澤は2日後の17日、外務省で兵藤ソ連課長と会い、交渉経過を報告した。「採取権の喪失というのは、まさに行政行為ではないか。領土のある部分を認めることになる。なぜ、いれなきゃいかんのか。みな、せっかく外したものを」

兵藤は外務省の考えを説明するが、金澤は納得できない。「外務省は、新たな協定も高碓協定と同じ内容なので、領土問題は関係がない、という形にしたいのではないかとさえ考えた⁹⁸。

「新井公使もこれでいい、と言っていた」と金澤は兵藤を説得するが、兵藤は首を縦に振らなかった。そもそも、新井は「いい」とは言っていなかった。翌18日、本省から金澤の報告を電報で受け取った新井はびっくりした⁹⁹。

外務省と話をしているにもかかわらず、交渉は前へ進まない。金澤は政治決断で局面の打開を図ろうと考えた。

金澤は旧知の北村義一衆院議員（旧北海道5区）を通して、田中角栄元首相と会う。当時、田中はロッキード事件で刑事被告人の立場だったが、自民党最大派閥の田中派を率いて、「閣將軍」として政界に絶大な影響力を持っていた。北村は田中派へ入ったばかりだった。同じ田中派の小沢辰男衆院議員にも協力を求めた。小沢は金澤が「たっちゃん」と呼ぶ親しい間柄だった。

金澤は歯舞漁協の中村與吉組合長を連れて、永田町の砂防会館にある田中事務所を訪れた。中村は、春からコンブ交渉の経過を見守るため、ずっと東京にいた。「いつまで東京にいるんですか」「この交渉は100年交渉になりますよ」。中村は政府関係者から、こんな皮肉さえ言われていた¹⁰⁰。

金澤の左側に北村、右に小沢。向かい合った金澤の正面に田中角栄が座っている。事情を聴いた角栄は、秘書に「亀岡を呼べ」と言った。亀岡高夫農水相だった。角栄は亀岡が出た電話を受け取ると、いきなり怒鳴りつけた。「おまえたちは何をやってるんだ。200カイリのときに条文の中にどんなに小さくても貝殻島コンブのことを入れておけ、といったはずだ。そういうこともやらずに、なにか理屈に合わんことをしとるようだな」。亀岡は田中派だった。

亀岡との電話が終わると、角栄はすぐに「園田を呼べ」と命じた。園田直外相だった。間を置かず、電話がかかってきた。「君はいま、どこにいるんだ？ なに、車の中か。車の中の電話か」「いまな、コンブ交渉のこと、やってるんだ。君、知ってるだろう」「これから外務省に小沢のたっちゃんを付けてやるから、よく話を聞いてくれ。大変なところに来ているようだな。できないなら、できないとはっきり言って。予備費が出るだろう。予備費でカネを出せ」

⁹⁸ 金澤幸雄からの聞き取り、1991年6月4日。

⁹⁹ 新井弘一からの聞き取り、2003年3月3日。

¹⁰⁰ 青木・熊沢『二百海里の波紋と北洋漁業』254頁。

金澤は会話を聞いていて、不安になった。歯舞のコンブ漁民は補償金を求めているのではない。あくまで操業の再開を求めている。「あの、先生、大変失礼ですが…、漁民は補償金、カネは要求いたしません」

すると、角柴は甲高いダミ声を、さらに二音くらい高くして言い放った。「キミ、それは知っとるよ。そうでも言わなきゃ、政府は動かない。オレに任せておけ」

金澤は田中事務所を出て、小沢辰男に付き添ってもらい、そのまま外務省へ向かった。大臣室に入ると、園田外相以下、外務次官、欧亜局長らがずらりと並び、末席にソ連課長の兵藤が座っていた¹⁰¹。

兵藤は、コンブ交渉についてこう考えていた。

コンブ協定は確かに民間協定だが、相手は日本とは体制が違うソ連である。民間とか、民間じゃないという話にならない。それに、日本側も道庁、水産庁、外務省と相談をしながら話を進めていることは承知しているはずだ。200カイリ交渉を見ても、ソ連は一步でも二歩でも既成事実を作ろうと攻めてくる。それゆえ、管轄権とか、許可には注意する必要がある。慎重にしなければならない、と。

こうした考えはかねてから、金澤には伝えていた¹⁰²。

金澤が大臣室へやってくると、園田外相は「兵藤君、これはどうなっているんだ」と言った。兵藤は金澤のやり方に憤慨していた。そもそも、この問題は領土問題が絡む日ソの外交問題なのだ。政治家の力を借りて、圧力をかけるような問題ではない、と。園田の言葉を受けて、こう金澤に言い返す。「金澤さん、なんですか、これは。大臣の威光を借りて。第一そんな問題じゃないでしょう」¹⁰³。そして、金澤が外務省の了解もなく、ソ連側のベースに乗って交渉を進めている、と非難した¹⁰⁴。

それを聞いた金澤は傍らの小沢辰男に聞いた。

「たっちゃん、わたし、兵藤さんの発言にちょっと言ってもいいですか」

「どうぞ、どうぞ」

金澤は兵藤に向かって反論した。「兵藤さん、あなたそれはおかしいよ。ボクのは代議士を通じて、あなたのところへ届いているはずですよ。切羽詰まった話かもしれないが、いろいろとあなたたちと相談してきたはずだ」

しかし、兵藤は在モスクワ日本大使館の新井公使から報告を受けてはいたが、金澤が持参した協定案については相談を受けていなかった¹⁰⁵。今度は兵藤がそれに反論しようとした。そのとき、園田がそれをさえぎり、こう指示した。

「兵藤君、もう議論はやめろ。これまでのことは一切、忘れろ。いまから何ができるか、君考えろ」

すると、小沢辰男はすかさず「大臣、よろしくお願いします」と頭を下げ、そのまま金澤に向かって「金澤君、兵藤君とあまりけんかせず、よく協力して次の策を考えてくれ」といった¹⁰⁶。「直訴会合」はこうして終わった。

¹⁰¹ 金澤幸雄からの聞き取り、1991年6月4日。

¹⁰² 兵藤長雄からの聞き取り、2003年1月22日。

¹⁰³ 同上。

¹⁰⁴ 金澤幸雄からの聞き取り、1991年6月4日。

¹⁰⁵ 兵藤長雄からの聞き取り、2003年1月22日。

¹⁰⁶ 金澤幸雄からの聞き取り、1991年6月4日。

鈴木善幸の裁断

この会合を境に、事態は大きく動き始めた。直訴会合の直後、兵藤は田中派の小沢一郎自民党水産部会長から「コンブの話を知りたい」と電話を受ける。兵藤はどっさり資料を抱えて、小沢の事務所を訪れ、外務省の立場を説明した。小沢は「君のいうことは分かった」といい、金澤君とよく相談に乗ってやってくれと頼んだ。

それからだった。兵藤は「外務省を離れ、友人として」金澤の相談に乗ることにした。建前はあくまで、非公式に個人的な立場として¹⁰⁷。

ポイントはやはり「違反した漁民は、この区域における採取権を喪失させる」という採取権の喪失条項だった。外務省は入れることを強く求めた。しかし、これまでの交渉でソ連は応じないことがはっきりしていた。

金澤は最後の望みを鈴木善幸首相の裁断にかけた。外務省は「政治の問題じゃない」とカンカンに怒ったが、金澤にしてみれば、この問題は政治そのものだった。そもそも、これは領土問題から派生したものだ。領土問題は極めて政治的な問題だった。

協定調印を鈴木首相に進言してもらおうと、金澤は田中派の奥田敬和衆院外務委員長、同じく田中派の小沢一郎、それに中川一郎科学技術庁長官、二階堂進自民党幹事長ら政府・自民党首脳の間を駆け回る。しかし、鈴木は採取権の喪失条項を入れる、という外務省の方針に沿って交渉を妥結させる、と裁断を下した。

日本政府の方針に抗して原案での妥結を強行すべきか、それとも外務省の主張を入れて再交渉に臨むか。金澤は追い込まれた。

そのころである。自民党の中山正輝北方領土問題特別委員長は各委員に対し、「一民間人の金澤はソ連の一方的術中に抱き込まれている。わが国固有の領土に対し、その主権を故意に事実を曲げ、不法支配を定着させる意図に利用させる可能性のある交渉は、民間交渉を含め、政府は容認しないことを明確にすべきだ」という文書を配布した¹⁰⁸。警察の公安部の知り合いからは「右翼に狙われる恐れがあるので、身边を警戒するように」と警告もあった。が、右翼はやってこなかった。北海道水産会の理事が、実は横浜に住んでいることを知らなかったのだろう¹⁰⁹。

6回目の交渉へ

金澤は旧知の北海道新聞記者の青木久に相談した。「あんた、オレはこれでやるぞ」。そういう金澤に青木は「無理をするな」と反対した。鈴木首相が農水相に一任するのであれば、まだいい。しかし、首相はこの案に反対している。金澤は鈴木とはいい関係を築いている。それをこんなことで、政治的に仲たがいをすべきではない、と。

水産庁長官の松浦昭も「金澤さん、そう怒らなくても。もういちど、モスクワへ行って交渉のテーブルについてくれ」と一生懸命、説得する。説得というより、哀願だった。坊さんのようなツルツル頭と、がっしりした大きな体。松浦はその頭を下げ、大きな体を小さくまるめて、風ぼうとは釣り合わない優しいまなざしで金澤を見詰めた。松浦は金澤のことを、心から心配していた。

「長官がそこまで言ってくれるのなら、もう一回、やってみるか」

¹⁰⁷ 兵藤長雄からの聞き取り、2003年1月22日。

¹⁰⁸ 青木・熊沢『二百海里の波紋と北洋漁業』255頁；『北海道新聞』1991年11月14日。

¹⁰⁹ 金澤幸雄からの聞き取り、1991年6月4日。

金澤はようやく、6回目の交渉に入ることを決断した。しかし、勝算はまったくなかった。

外務省はその交渉に、小林信三水道産会会長を同行するよう求めてきた。金澤は反対した。小林は外務省寄りの人物で、金澤がひとりでモスクワに残り、交渉が続いていたころ、周囲の圧力に負けて、「帰国しろ」と言ってきた人物だった。それに、交渉の最中、条文を認めるか、認めないか、最終決断を迫られた場合、会長がいないと「札幌に電報を打って、会長の指示を待つ」と1日の時間稼ぎができるが、同じ交渉のテーブルに座っていれば、そうはいかなくなってしまう。

このことを聞いた松浦は、こう金澤に言った。「失敗しても、成功しても、どっちにころんでも、あんたがひとりで火の粉をかぶることはないよ」¹¹⁰

急転直下の妥結

さて、いよいよ8月15日、金澤は初めて、水道産会の小林会長を同行して訪ソすることになった。出発に先立ち、外務省は一案、二案、三案の3つの案を金澤に託した。交渉ではソ連側の様子を見ながら、順に提案せよ、ということだった。

この3案にはすべて、採取権の喪失条項が入っていた。3つの案を持って、金澤はソ連への出発前、田中派の実力者、奥田敬和衆院外務委員長を訪ねた。金澤が「やはり不満だ」というと、奥田はこう諭した。「あなたの言うのはその通りだ。しかし、ここは外務省のことを聞いてくれ。ただしね、交渉の途中でこう言ってくれ。アフガニスタン侵攻の対ソ経済制裁をしてきたが、ヨーロッパ諸国の対ソ貿易はむしろ増え、日本だけはガツンと減っている。コンブ交渉が成立したら是正するよう進言する、と奥田が言っているとね」¹¹¹

空港に到着すると、ソ連側窓口のソ連漁業省渉外調達局次長ニコライ・クモフが出迎えた。ホテルへ向かうバスの中で、クモフは「ドミトリー・ポリャンスキー駐日大使からも意見が来ていました」と言った。これはなにかあるな、と金澤は思い、とっさに日本側の最終案である第三案を見せてしまう。「おい、クモフさん。一案、二案はどんなに文句をつけてもいい。でも、これは殺されても引けない案だ。よく見てくれ」

クモフは第三案を見ると、ぐっと金澤の手を握ってきた。「大丈夫でしょう」¹¹²

交渉が始まった。予想通り、焦点は採取権の喪失条項だった。日本側は入れるよう求めるが、ソ連側は「入れない」と一歩も譲る気配がない。この項目が入らなければ調印はできない。24日朝の交渉で、日本側はとうとう交渉の継続を確認して、帰国することをソ連側に通知した。そのとき、北海道機船漁業協同組合連合会（道機船連）の顧問をしていたS氏が金澤に「帰国前にニコライ・クドリャフツェフ漁業省第一次官と会っていかれては」と言ってきた。

アドバイスを受けて、ソ連側に「クドリャフツェフ次官と会いたい」と伝えたところ、同席していたピョートル・グリゴレンコ（漁業損害賠償請求処理委員会のソ連側議長）は「急に行っても会えない」と即座に拒否した。ところが、クモフは「私が直接、次官のところへ行ってくる。30分待っていて欲しい」という。2人はクドリャフツェフ次官との面会をめぐって、金澤の目の前で言い争いを始めた。

¹¹⁰ 金澤幸雄からの聞き取り、1991年6月4日。

¹¹¹ 『北海道新聞』1991年11月15日。

¹¹² 同上。

クモフの主張が通ったのか、クモフが強引にそうしたのか。30分後、クドリャフツェフ次官が交渉の部屋へやって来た。そして、愛想良く金澤に尋ねる。「やあやあ、しばらく。交渉はどうなっていますか」

金澤は「もう知っているはずなのに」としらじらしく思いながらも、説明を始めた。高崎協定にも入っていた採取権の条項を求めたが、受け入れてもらえない。協定の条項を変えなければならない格別の理由はないのにと。

すると、クドリャフツェフ次官は部屋にいたソ連側代表団を見渡して「日本の主張通りでいいんじゃないかね。だれか意見はあるか」と言った。この一言で、交渉は急転直下、妥結、4年に渡った長い苦難の道のりが終わった。金澤は夢を見ているようだった¹¹³。

なぜ、ソ連側は軟化したのか。後になって、金澤は田中角栄がポリャンスキー駐日ソ連大使に「コンブ交渉がまとまったら、経済制裁を緩和する」と伝えていた、と聞いた¹¹⁴。空港からホテルへ向かうバスの中で、クモフが言っていた言葉を思い出した。「ポリャンスキー駐日大使からも意見が来ていました」

この年（81年）1月6日、鈴木首相は「北方領土の日」を閣議了解で設定していた。コンブ再開交渉が妥結した半月後の9月10、11の両日には首相として初の北方領土視察も予定され、日本国内で北方領土返還運動が盛り上がる、と予想されていた。また、ソ連軍のアフガニスタン侵攻に伴う経済制裁で、恒例となっていた日ソ外相間定期協議や、事務次官レベルによる折衝も中断していた。コンブ協定の妥結によって、ソ連は日ソ関係の修復の足がかりにしようとしたのかもしれない¹¹⁵。

とはいえ、クモフとグリゴレンコの口論を見ると、ソ連側でも日本との関係改善を望む勢力と、そうではない勢力があったと伺われる。

調印式は25日午前10時から、ソ連漁業省で行われた。小林道水産会会長、クドリャフツェフ漁業省第一次官が見守る中、日本側交渉団長の金澤と、ソ連側団長のボリス・クタコフ同省渉外調達局次長が署名し、新協定を締結した。調印の後、クドリャフツェフは「双方が友好関係維持に協力した結果が実った。今後も協力関係を拡大していくべきだ」とあいさつ。これを受け、小林は「5年がかりの難問解決は両国間の互譲の表れだ。これをかけ橋にして両国の友好関係を将来も発展させたい」と述べた¹¹⁶。

シャンパンで乾杯した後、クドリャフツェフが金澤に歩み寄って「いまの心境はどうですか」と聞くと、金澤は感極まった。「スパシーボ（ありがとう）」と一言、答えただけで、あとは涙で言葉にならなかった。その光景をクモフが、少し離れて静かに見守っていた。その目も、涙があふれそうになっていた¹¹⁷。

主権を侵害

1週間後の9月1日午前7時、よく晴れた納沙布岬で「ドドーン」と五段雷の音花火がとどろき、灯台の上で出漁合図の白旗がひるがえった。同時に、エンジンを始動させて、この瞬間を待っていた330隻のコンブ漁船が貝殻島へ向かって、走り出した。北国の澄んだ空を

¹¹³ 『北海道新聞』1991年11月15日；金澤幸雄からの聞き取り、1991年6月4日。

¹¹⁴ 同上。

¹¹⁵ 青木・熊沢『二百海里の波紋と北洋漁業』258頁。

¹¹⁶ 『北海道新聞』1981年8月26日。

¹¹⁷ 青木・熊沢『二百海里の波紋と北洋漁業』260頁。

映した青い海に、いくつもの白い航跡が現れては消える。そして、船の影がしだいに小さくなってゆく。

「これでいい、本当にうれしい。あとは漁民の努力で平和な海を守ってほしい」。岬の先端に立った金澤は感無量の面持ちで、この光景を見詰めていた¹¹⁸。

「宝島平和の希（ねが）い／こだまして／昆布採る友／我も連ならん」

金澤は、この時の気持ちをこう詠んだ。その句は、金澤が自ら描いた納沙布岬に立つ灯台と、青い海の色紙とともに歯舞漁協に保管されている¹¹⁹。

無理な解釈

新たな協定は全6条と付属文書、議事録からなる。63年の高碕協定とはどう違うのか。まず、高碕協定に併記してあった貝殻島、シグナリヌイ島という島名が消えた。最大の争点になった、採取権の喪失条項では高碕協定は本協定の中で、「この協定の規定に違反する日本漁民は、ソビエト官憲又は、大日本水産会によりこの区域における採取権を喪失せしめ得られるものとする」とソ連、日本の双方を「主語」として明記してあったが、新協定では、付属文書に移されたうえ、「この協定の規定に違反する日本漁民は、この協定に基づく採取権を喪失せしめ得られるものとする」と、主語がまったくなくなった。より、あいまいになったといえるだろう。第3は入漁料だ。高碕協定はドル換算だったが、新協定は円になった。その金額は中断直前と比べると、1716万円から6600万円と約4倍に上がった。

新協定も第5条で高碕協定と同じく日本漁民にソ連の法律の順守を義務付けている。

「昆布採取に従事する日本漁民は、この区域に適用されるソビエト社会主義共和国連邦の法律、決定、昆布採取を規制する規則を含む規則、並びにこの協定の規定を遵守しなくてはならない」

これほど明快にソ連の主張を認めていたからこそ、日本外務省は採取権の喪失条項にこだわったのだった。

ソ連の法律の遵守を義務付けた項目を、外務省はどう解釈していたのか。当時、ソ連課長だった兵藤は「コンブをいつからいつまでとるのか、とか実際にコンブを採るルールが念頭にあった」という¹²⁰。つまり操業条件だ。

しかし、それでも無理がある。規則だけでなく、「ソ連の法律、決定」も明記されているからだ。

金澤によると、実は、この条文の解釈には次のようなカラクリがある。ポイントはその文言に続く次の項目、つまり「前記の法律、決定、規則並びにその改正及び追加については、ソビエト側は大日本水産会（新協定では北海道水産会）に通報するものとする」という。

「通報する」とあるが、通報がない限り、守ることはできない。もしも、ソ連から「こんな法律がある。尊重しなさい」と通報があれば、「日本の領土で何を勝手な規則を作って」といって、それを破いちゃえばいい、というのだ。金澤は「外務省は恐ろしい解釈をするものだ」と言う¹²¹。

¹¹⁸ 『北海道新聞』（夕刊）1981年9月1日。

¹¹⁹ 歯舞漁協協同組合『50年の歩み』1999年、59頁。

¹²⁰ 兵藤長雄からの聞き取り、2003年1月22日。

¹²¹ 金澤幸雄からの聞き取り、1991年6月4日。

こうした無理な解釈をせざるを得ないところに、日本外務省内での、この協定の位置づけが現されているといえよう。やはりこの協定は外務省にとって、望まれた協定ではない。外務省ではいまも「押し付けられた協定」とされている。だれから押し付けられたのか。それはソ連ではない。政治から押し付けられた協定なのだ。

とはいえ、貝殻島コンブ漁の安全操業は政治が介入しなければ、63年に決して生まれなかったし、81年にも再生できなかった。それは間違いない。

さて、貝殻島周辺では87年12月からコンブと同じ枠組みの中で、ウニ漁もスタートする。翌1月末までの二カ月間の漁期で、18隻が操業し、最大260トンまで採取できる見返りに、入漁料として5700万円をソ連側に支払うという条件だった。初年度は17隻が操業し、259トン、3億2800万円のまづまづの水揚げがあったが、身入りが悪い老ウニが多いこともあって、2年目以降は赤字操業が続いた。三角水域の操業再開、本格的な安全操業の実現などを目指す根室の各漁協は「対ソ関係を考えると、経済ベースだけでは割り切れない」と、我慢の操業を続けたが、92年を最後に「資源の回復を待つ」として休漁し、事実上、中止となった。ウニ漁が続いたのは、結局、この6年間だけだった¹²²。

ウタリ共同事件

その初年度の貝殻島周辺ウニ漁が終了して、4カ月余りが経過した88年6月、外務省や根室の漁業・返還運動関係者を驚かせるニュースが飛び込んできた。

ソ連・サハリン漁業公団と根室管内標津町のウタリ漁業生産組合（椎久忠市組合長）が、国後島で合弁事業を実施する合意文書を交わしていたことが明らかになったのだ。文書は5月14日、サハリン州のユジノサハリンスク市で、椎久組合長とウタリ政治研究会（釧路市）の坂本由男事務局長の2人が、サハリン漁業公団のウラジミル・バルムタ副総裁との間で結んだ。合意は、国後島南部の河口付近に合弁でサケ・マスのふ化養殖施設の建設を目指し、当面は組合が育てた稚魚を国後島沿岸のいけすで育てて販売する。その資金として、ソ連側は千島水域で漁獲した花咲ガニ100トンを洋上で組合側へ提供する。サケ・マスとなっているが、実際はニジマス系のドナルドソンを想定していた。

この合意は88年6月5日の北海道新聞朝刊が1面で伝えた。

文書には合弁事業の実施の条件として「道知事の許可取得後」となっていたが、道水産部は「道には許可権はない」と困惑した。合弁事業は、ソ連の合弁法が適用される。この合意を認めることは、ソ連による北方領土の不法占拠を認めることになり、しかも、不法占領地域の経済活動を後押しすることにもなりかねない。外務省は翌6日、「日本の固有領土への主権を損なうもので認められない」との考えを道水産部へ伝えた¹²³。

問題を複雑にしたのは、椎久がアイヌ民族でつくる北海道ウタリ協会の理事も務める、アイヌ民族のひとりだったことだ。アイヌ民族は北海道の先住民族であり、日ソの主張が対立している北方領土も、もとはといえばアイヌ民族の土地だった。

道は当然、許可を出さない。そこで椎久はウタリ共同株式会社（資本金1000万円）を設立し、自ら社長に就任した。そのうえで、7月30日早朝、漁船4隻で標津漁港を出港し、中間ラインを越え、国後島の西方沖9.6キロの海上にいけすを強行設置した。いけすは一辺15

¹²² 『北海道新聞』1989年2月3日；歯舞漁協協同組合『50年の歩み』37頁。

¹²³ 『北海道新聞』1988年6月6日。

メートルの正六角形で、深さは10メートル。この日、ドナルドソンの稚魚1万匹、後日、もう1万匹の計2万匹を放流した¹²⁴。

道、外務省は対応に苦慮した。まず現場はソ連が実効支配する海域だけに現状を確認できない。しかも、水揚げや漁獲を繰り返せば漁業法違反（無許可操業）で摘発できるが、まだそれも難しい¹²⁵。仮に、この事業がうまくいけば第2、第3の「ウタリ共同」が出現することも予想された。

椎久は北方領土でのアイヌの先住権を前提にして、「将来、事業が拡大したら、他の多くのウタリに漁船や加工場で働いてもらう。ウタリの経済的自立をソ連が手助けしてくれる」と不退転の決意を周囲にもらした¹²⁶。

当面の緊急避難措置として、道と外務省はいけすをソ連が実効支配する国後沖から、中間ラインの日本側へ移設する方法が現実的だと判断した。ところが、そのためには地元の標津漁協の了解を得る必要がある。海は広いが、実際はそうではない。沿岸は各漁協の共同漁業権が設定され、その権利の中で雑刺し網などが行われている。それらと調整して、道知事許可のサケ・マス定置網、養殖などの漁業権もびっしり設定されている。新たにいけすを設置すれば、既存の漁業に影響を与えることになる。

漁業者は特に、ドナルドソンがいけすから逃げ出し、放流したサケの稚魚を食べてしまうのではないかと心配した。

外務省は9月1日、東郷和彦ソ連課長を標津町、根室市へ派遣し、椎久にいけすを移設するよう説得したが、成果はなかった¹²⁷。同月9日午前には横路知事が標津町の小田桐四郎町長ら関係者に協力を要請。これを受けて標津漁協は同日午後、役員協議会を開き、ウタリ共同がソ連との養殖合弁契約を結んでいる11月20日を期限に、標津町沖8キロ、中間ラインから北海道側の400平方メートルに移設を認めた。同漁協の西山吉二組合長は「四島返還のこともあり、国益を考え、道の要請を受け入れることにした。本来組合員ではないウタリ協同株式会社に漁業権を与えることはできないのだが、仕方がない」と語った¹²⁸。標津漁協の了承を得て、椎久は翌日、移設した。騒ぎを大きくしないように配慮したのだろう。

その直後、シケによって、いけすは破損、ドナルドソンは逃げ出し、養殖計画は失敗してしまう。道、外務省にとっては願ってもない結果になった。

しかし、椎久らは北方領土水域を対象にした日ソ合弁事業をあきらめていなかった。翌89年6月21日、ウタリ共同はサハリン州の漁業公団など3団体と「日ソ合弁会社アニワ企業所」を設立し、8月から同州沿岸でドナルドソンの養殖事業を再開した¹²⁹。

さらにウタリ共同は10月4日、そのアニワとの間で、チャーターした「第2新博丸」（121.22トン）で北千島と、北方領土水域である南千島で毛ガニ、花咲ガニなど640トン漁獲できるソ連漁業省発行の許可証を取得。それを受けて、新博丸はサハリン州漁業規制局の監督官らソ連人2人を乗せて、色丹島沖で4回にわたって、毛ガニ、花咲ガニなど計5.9トンを取り、釧路港などへ輸入の形で水揚げした¹³⁰。

¹²⁴ 『北海道新聞』1988年7月30日。

¹²⁵ 『朝日新聞』1988年8月4日。

¹²⁶ 『北海道新聞』1988年9月8日。

¹²⁷ 『朝日新聞』1988年9月2日。

¹²⁸ 『北海道新聞』1988年9月10日。

¹²⁹ 『北海道新聞』1990年2月27日。

¹³⁰ 同上。

日本側の許可なくカニを漁獲するのは、密漁ではないか。釧路海保は11月8日、入港先の稚内で新博丸の船長兼通信士ら11人を、道海面漁業調整規則違反（区域外、無許可操業）の疑いで、25日にはウタリ共同の椎久社長と監査役を、その共謀共同正犯の疑いで逮捕した¹³¹。同海保は相次いで14人を釧路地検へ送ったが、釧路地検は椎久と監査役、それに新博丸の船長兼通信士の3人だけを釧路地裁に起訴した。

事件が発展するにつれ、ソ連側も関心を示した。共産党機関紙「プラウダ」は12月9日、イーゴリ・ラティシエフ東京支局長の論評を掲載し、この契約が「ほかの通常の契約と何ら変わらない」と指摘したうえで、「犯罪」になった理由について、「日本政府は南千島の四島と周辺海域を日本のものと考えており、ここでの漁業許可はソ連からではなく、日本から得なければならぬと考えている」と主張。「この本質は、われわれに向けられた日本当局の領土要求にある」と断言し、事件は領土問題を口実にした「弾圧」との見解を強く打ち出した¹³²。

プラウダの見解は、ソ連政府の公式見解を反映したものと受け止められた。

北島丸事件の判例を適用

操業の現場はソ連が実効支配し、日本の法律が事実上、及ばない北方領土水域。しかし、検察側は北島丸事件¹³³の判例もあり、国内法の適用はできる、と自信を持っていた。

椎久らは1. 操業は日ソ合弁企業のアニワが行ったもので、ソ連人監督官ら2人が実行者であり、船長らは指示を受けたにすぎない、2. 日ソ両国の漁業水域、経済水域が重なる「二重水域」では、日本の200カイリ法は外国法人に対し、漁業法、水産資源保護法を適用除外しており、この両法を根拠とする道海面漁業調整規則は適用されない。このため、今回の事件には200カイリ法制定以前の北方領土水域にも国内法が及ぶとした北島丸事件の判例は適用できない、と主張した¹³⁴。

法廷を舞台にした攻防は90年1月から始まった。そして、釧路地裁は91年2月、「カニ漁を行ったのは日本側のウタリ共同」と認めたとうえで、「漁業調整の見地から、本件操業水域にも道海面漁業調整規則は及ぶ」として3人に有罪判決を下した¹³⁵。3人は札幌高裁に控訴したが、監査役は6月に控訴を取り下げ、船長は7月、交通事故で不慮の死を遂げた。

ひとり椎久だけが残ったが、札幌高裁も92年4月、北方領土は自国の領土であり領海であり、「北方領土にも国内法を適用できる」として控訴を棄却¹³⁶。椎久は上告したが、最高裁も96年3月、上告を棄却して事件は決着した¹³⁷。

¹³¹ 『北海道新聞』1989年11月9日；11月26日。

¹³² 『北海道新聞』（夕刊）1989年12月14日。

¹³³ 1966年8月、根室の第8北島丸が国後沖でホタテを密漁、船長らが漁業法違反で起訴された（第1の北島丸事件）。被告側は「外国領海での操業で日本国内法は適用できない」と主張し、1審・釧路地裁は無罪となったが、札幌高裁、最高裁では有罪。さらに67年10、11月、根室の第12三光丸と第11ゆき丸が国後島沖でサケを密漁、道海面漁業調整規則や漁業法違反で起訴された（第2の北島丸事件）。釧路地裁、札幌高裁は無罪としたが、最高裁は71年4月「日本の領海及び公海とつながって一体となす外国領海にも漁業法などは適用できる」とし、地裁に差し戻して有罪が確定した。詳しい経緯は、本田『密漁の海で』第1章を参照。

¹³⁴ 『北海道新聞』（夕刊）1990年2月28日。

¹³⁵ 『北海道新聞』（夕刊）1991年2月15日。

¹³⁶ 『北海道新聞』（夕刊）1992年4月16日。

¹³⁷ 『北海道新聞』（夕刊）1996年3月29日。

椎久の行為は合弁会社という形を利用して、ソ連側から操業許可を受け、北方領土水域で安全操業を実現しようとした、といえなくもない。裁判で争点となった、だれが実行したのか、つまり操業主体がソ連側だとする形式が明確に整っていたら違った結論が出たかもしれない。

椎久が裁判を闘っていた間、北方領土水域をめぐる状況は大きく変わっていた。91年2月以降、稚内や根室などでソ連人の立ち入り規制が緩和され、ソ連（ロシア）漁船が同水域で漁獲したカニやウニを、正規のルートで北海道の港へどんどん持ち込むことができるようになっていた。

貝殻島コンブ漁に続く、2番目の安全操業が実現するのは最高裁で椎久の上告が棄却された約2年半後の98年10月である。いま四島周辺水域で行われているホッケ、スケソウ、タコを対象にしたものだ。

そのきっかけになったのは94年3月28日午後1時47分、国後島から根室市役所2階の国際交流係に届いた1通のテレックスだった¹³⁸。

¹³⁸ 根室市提供の関連資料による。